訪問看護料金表(医療保険)

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1~3割)により 算定します。

◎介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から 医療保険へ変更になります。

- 1 厚生労働大臣が定める疾病等の場合
 - ①多発性硬化症

②重症筋無力症

③スモン

4) 筋萎縮性側索硬化症

⑤脊髄小脳変性症

⑥ハンチントン病

- ⑦進行性キンジストロフィー症
- ⑧パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病(ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る))
- ⑨多系統萎縮(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群)

10プリオン病

⑪亜急性硬化性全脳炎

12後天性免疫不全症候群

③頚髄損傷

- (4)人工呼吸器を使用している場合
- 2 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
- 3 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

◎保険種別の負担割合

 後期高齢者(75歳以上) 		1割、現役並み所得者の方は3割	
		高齢受給者	1割、現役並み所得者の方は3割
社会保険	 国民健康	(70歳~74歳)	「刮、坑坟业の別特有の力は3割
社云体映	保険	一般	2字(/6-5-4-2字()
		(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

◎基本料金明細

			金額	基本利用	料(利用者	(負担金)
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(]	I)	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
(1日1回につき)		週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
緩和・褥瘡ケアの専門看記	護師(同	一日に共同の訪問看護)	¥12,850	¥1,285	¥2,570	¥3,855
※ 同一建物内の複数(3	3人以上)の利用者に同一日に訪問	した場合			
訪問看護基本療養費(I	I)	週3日まで	¥4,300	¥430	¥860	¥1,290
(同一建物居住者)(1日に	こつき)	週4日目以降	¥5,300	¥530	¥1,060	¥1,590
緩和・褥瘡ケアの専門看記	護師(同	一日に共同の訪問看護)	¥12,850	¥1,285	¥2,570	¥3,855
※ 在宅療養に備えた外泊時(入院中に1回、厚生労働大臣が定める				医病等は入[院中に2回))
訪問看護基本療養費(Ⅱ	Ⅱ)		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
訪問看護管理療養費		月の初日	¥7,400	¥740	¥1,480	¥2,220
(1日につき)		2日目以降	¥2,980	¥298	¥596	¥894
早朝•夜間加算 (6時~	√8時•18	時~22時)	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜加算 (22時~6時)		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
難病等複数回訪問加算		1日2回の訪問	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
		1日3回以上の訪問	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
		看護師(週1回)	¥4,300	¥430	¥860	¥1,290
複数名訪問看護加算		准看護師(週1回)	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
		看護補助者(週3回)	¥3,000	¥300	¥600	¥900

◎病状やご希望の契約により下記の料金が加算されます

		金額	基本利用]料(利用者	負担金)
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算(1月にご) き)	¥5,400	¥540	¥1,080	¥1,620
情報提供療養費(1月につき)		¥1,500	¥150	¥300	¥450
緊急時訪問看護加算(1日にご) き)	¥2,650	¥265	¥530	¥795
特別管理加算(1月につき)	月1回 ※2	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
竹川 日柱加昇 (1月10)で)	月1回 ※3	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算(1月につき) (利用者の状態に応じ月2回を限度))き)	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
特別管理指導加算			¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算			¥600	¥1,200	¥1,800
在宅患者連携指導加算 (1月につき)			¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (1月につき2回)			¥200	¥400	¥600
ターミナルケア療養費			¥2,000	¥4,000	¥6,000
週1回まで※1 長時間訪問看護・指導加算 厚生労働省が定める状態の場合 週3回まで			¥520	¥1,040	¥1,560

- ※1 人工呼吸器を使用している状態にある方 特別訪問看護指示期間の方 特別な管理を必要とする方(※2、※3)
- ※2 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方
- ※3 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方 上記の対象者に対して1時間30分を超える訪問看護を行った場合に加算されます。

◎その他の費用

	片道2km以内	無料			
 交通費	片道2km以上 5km未満	¥100	(1回の訪問につき)		
	片道5km以上 10km未満	¥200	(1回の訪問につき)		
	片道10km以上	¥300	(1回の訪問につき)		
死後の処置料	¥12,000)			
※日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。					

訪問看護料金表(介護保険)

◎基本料金(各1回につき)

(笛吹市:1単位=10円)

			ご利用者	様負担額
介護保険(介護予防も同様)	単位数	金額	1割負担の方	2割負担の方
20分未満	310	¥3,100	¥310	¥620
30分未満	463	¥4,630	¥463	¥926
30分以上60分未満	814	¥8,140	¥814	¥1,628
60分以上1時間30分未満	1117	¥11,170	¥1,117	¥2,234

◎早朝•夜間•深夜加算

早朝(午前6時~10時)	上記料金に対して25%加算になります
夜間(午後6時~10時)	エ記行並に対して20/0加昇になりより
深夜(午後10時~午前6時)	上記料金に対して50%加算になります

					ご利用者	様負担額
◎その他加算			単位数	金額	1割負担の方	2割負担の方
緊急時調	訪問看護加]算※1	540	¥5,400	¥540	¥1,080
長時間訪	問看護加算	(1回につき)※2	300	¥3,000	¥300	¥600
特別管理	加算(I)	月1回※3	500	¥5,000	¥500	¥1,000
特別管理	加算(Ⅱ)	月1回※4	250	¥2,500	¥250	¥500
複数名訪	問看護加算	30分未満	254	¥2,540	¥254	¥508
(1回につ	つき)	30以上	402	¥4,020	¥402	¥804
訪問看詞	護ターミナノ	レケア加算	2000	¥20,000	¥2,000	¥4,000
退院時期	共同指導加]算	600	¥6,000	¥600	¥1,200
初回加拿	算		300	¥3,000	¥300	¥600

- ※1 ご契約の方は24時間対応いたします。
- ※2 特別管理加算対象者に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合
- ※3 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方
- ※4 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

◎運営規定で定めたその他の費用(利用者負担)

	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合に徴収させていただきます。					
	片道2km以内	無料				
交通費	片道2km以上 5km未満	¥100	(1回の訪問につき)			
	片道5km以上 10km未満	¥200	(1回の訪問につき)			
	片道10km以上	¥300	(1回の訪問につき)			
死後の処	置料	¥12,000				
※日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。						

◎通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割分)

項目	金額	説明
介護保険	介護報酬の告示上の	区分支給額を超えてサービスを利用したい場合
ット サービス	額と同額とします	など介護保険枠外のサービス料金です。

◎介護保険から医療保険への適用保険変更

次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

- 1 厚生労働大臣が定める疾病等の場合
 - ①多発性硬化症

②重症筋無力症

③スモン

4)筋萎縮性側索硬化症

⑤脊髄小脳変性症

⑥ハンチントン病

- ⑦進行性キンジストロフィー症
- ⑧パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病(ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る))
- ⑨多系統萎縮(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群)
- ①プリオン病

⑪亜急性硬化性全脳炎

12後天性免疫不全症候群

③頚髄損傷

- (4)人工呼吸器を使用している場合
- 2 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
- 3 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合